

大阪府立高等学校教育環境改善事業

入札説明書

平成14年12月24日

大阪府教育委員会

目 次

1	入札説明書の定義	1
2	対象事業の概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 事業の実施主体	2
	(3) 事業の目的	2
	(4) 事業の範囲	2
	(5) 事業スケジュール等	3
	(6) 施設の概要	3
	(7) 業務に係る費用の支払方法	4
3	サービス提供の基本方針	5
	(1) 快適な室内環境の実現	5
	(2) 安定的な事業の遂行	5
	(3) 経済的な設備導入と維持管理	5
	(4) 環境への配慮	5
4	受託事業者の募集及び選定に関する事項	6
	(1) 受託事業者選定に関する基本的な考え方	6
	(2) 選定の手順及びスケジュール	6
	(3) 応募手続き等	7
	(4) 入札参加者としての備えるべき参加資格条件等	10
	(5) 入札に関する留意事項	16
5	提案の審査	18
	(1) 審査委員会の設置	18
	(2) 審査の方法	18
	(3) 審査事項	18
	(4) 落札者の決定等	19
	(5) 入札結果の公表方法	19
6	提示条件	20
	(1) 要求水準、期待水準及び提案水準	20
	(2) 受託事業者の事業契約上の地位	20
	(3) 府教委によるモニタリングの実施	20
	(4) 事業者によるモニタリングの実施	21
	(5) 保険	21
	(6) 予想される責任及びリスクの分担	21
	(7) 府立高等学校の統合整備による空気調和設備の移設	22
	(8) 契約解除に伴う処理	22
	(9) 情報の公開	22
	(10) その他	23
7	提案提出書類	24
	(1) 提出書類の作成要領	24
	(2) 提出書類の一覧	24

8 契約について	29
(1) 契約手続き	29
(2) 事業契約書案の取扱い	29
(3) 落札者がSPCの組成を希望する場合の措置	29
(4) 契約保証金	30
(5) 契約に係る費用負担	30
(6) その他	30
9 配布資料	31
(1) 入札公告時(12月24日)の配付資料	31
(2) 入札説明会開催時(1月14日)の配付資料	31

1 入札説明書の定義

この入札説明書は、大阪府立高等学校教育環境改善事業の入札に参加を希望する事業者(以下「入札参加希望者」という。)を対象に公表する。

また、併せて、平成 14 年 11 月 19 日に公表した「府立高等学校教育環境改善事業の実施に関する方針(以下「実施に関する方針」という。)」に対する質問・意見への回答についても、この入札説明書とは別途に公表することとした。

この入札説明書と、これに添付する「要求水準書」、「落札者選定基準」及び「大阪府立高等学校教育環境改善事業契約書(案)(以下「事業契約書案」という。)」は一体のもの(以下まとめて「入札説明書等」という。)とする。この入札説明書等と実施に関する方針、実施に関する方針に対する質問・意見への回答に相違がある場合は、この入札説明書等の規定が優先するものとする。

また、この入札説明書等に記載のない事項は、実施に関する方針、実施に関する方針に対する質問・意見への回答によるものとする。

なお、この入札説明書等の内容に変更があった場合には、その内容をホームページへの掲載、その他適宜の方法により速やかに公表することとし、その変更内容が重要でスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールについても示すものとする。

2 対象事業の概要

(1) 事業名称

大阪府立高等学校教育環境改善事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業の実施主体

大阪府教育委員会(以下「府教委」という。)

(3) 事業の目的

生徒の学力向上及び府立高等学校が行う、夏季休業中を中心とした多様な取り組みの推進を図ること等を目的に、府立高等学校の普通教室等に空気調和設備を導入することにより、室内を適温に保つためのサービスを提供する。

(4) 事業の範囲

府教委が本事業の業務の実施のために契約を締結した者(以下「受託事業者」という。)は、府立高等学校 147 校(サービス提供開始時)の普通教室等への空気調和設備の設計、工事施工、13 年間にわたる空気調和設備の提供及び維持管理、空気調和設備の使用にあたって必要となるエネルギーの調達及び本事業終了後の空気調和設備の府教委に対する所有権の譲渡並びにこれらに付随し、関連する一切の事業を行うものとし、対象となる事業の範囲は、以下のとおりとする。

なお、各業務の詳細については、別添の「要求水準書」に示す。

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 空気調和設備の設置及び関連工事等業務
- エ 工事監理業務
- オ 空気調和環境提供業務
- カ 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達業務
- キ 維持管理業務
- ク 空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務
- ケ 空気調和設備の移設業務

(5) 事業スケジュール等

ア 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

イ 事業スケジュール

- (ア) 事業契約締結...平成 15 年 6 月(予定)
- (イ) 設計・施工期間(調整作業、試運転含む)...契約締結日から平成 16 年 5 月 31 日
- (ウ) 空気調和環境提供...平成 16 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
- (エ) 事業終了・所有権譲渡...平成 29 年 3 月 31 日

ウ 事業期間終了時の措置

受託事業者は、事業期間終了時に空気調和設備の所有権を府教委に譲渡する。

(6) 施設の概要

ア 対象となる施設

【別紙 1】「対象となる高等学校の一覧」に挙げる府立高等学校の普通教室等(以下、「空調対象室」という。)を対象とする。本事業の対象となる学校数、室数は以下のとおりである。

学校数	147 校
室数(空調対象室)	3,502 室
普通教室等	3,242 室
職員室等	260 室

数字は全てサービス提供開始時のもの

「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」の実施及びその他の事由(以下「統合整備等」という。)により、空気調和設備を府教委の負担で当該府立高等学校又は別の府立高等学校に移設する。

移設に関する条件については、本入札説明書の【別紙 2】「リスク分担表」No.33 及び「事業契約書案」の記載を参照すること。

イ 学校施設の立地条件

対象となる府立高等学校の学校名、住所については、【別紙 1】「対象となる高等学校の一覧」に記載する。学校ごとの空調対象室の数、広さ等については入札説明会時に示す。

ウ 学校施設の利用等に関する事項

原則として、空気調和設備の設置に必要な敷地及び既設の学校施設・設備については、府教委が無償で提供する。

ただし、各府立高等学校の校舎の屋上は、施設管理上の問題から、その使用は認めない。

また、熱源、屋外キュービクル等の設置に際し、障害物がある場合は、府教委又は各府立高等学校の指示に従い、受託事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とする。(例示:校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内照明の移設など)

(7) 業務に係る費用の支払方法

ア 府教委は、契約締結後、「大阪府立高等学校教育環境改善事業 事業契約書」(以下「事業契約書」という。)に定める額を、本事業のサービス対価として、割賦方式により受託事業者に対して支払う。そのサービス対価の内訳は、前記(4)「事業の範囲」のア～クに係る費用とし、事業契約書に定める支払条件については、【別紙3】「サービス対価の算定・支払い方法及び改定方法について」に示す。

イ なお、ケの空気調和設備の移設業務の遂行により、別途、追加の工事費用等が生じる場合、府教委はこの移設に要する費用をサービス対価とは別途に受託事業者を支払うものとする。

3 サービス提供の基本方針

本事業のサービスを提供するにあたって、受託事業者は以下の基本方針を踏まえ本書の内容に沿った事業実施を行うこと。

(1) 快適な室内環境の実現

本事業の目的を踏まえ、府立高等学校の普通教室等の利用者に対し、快適な室内環境を提供するとともに、空気調和設備を使用する府立高等学校の運用面における利便性についても十分な配慮を行う等機能的な空気調和環境を実現すること。

(2) 安定的な事業の遂行

契約締結から事業終了時に至るまで、本事業の業務を確実に遂行し、安定的にサービスを提供すること。特に、事業の遂行能力、資金計画、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行った上で、本事業にあたること。

(3) 経済的な設備導入と維持管理

空気調和設備にかかる初期費用(イニシャル・コスト)の縮減はもとより、維持管理費用(ランニング・コスト)についても、適切な性能を維持しながら、その縮減が十分に図れるよう留意すること。

また、設備の長寿命化、メンテナンス・フリー、エネルギー・コストの削減といった観点など、初期費用、維持管理費用及び機器更新費用まで含めたLCC(ライフサイクル・コスト)での経済性に配慮した設計、維持管理を行うこと。

(4) 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器の選択、リサイクル材の積極的利用、資材の再利用、効率的なエネルギー利用を目指す運用等により、地球環境に対する影響についても十分な配慮を行うこと。

また、空気調和設備の設置、運用にあたっては、学校教育環境、周辺地域環境に対する影響を十分に検討し、必要な措置を講じること。

4 受託事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 受託事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、府立高等学校 147 校(サービス提供開始時)の空気調和設備の設計、工事施工、13 年間にわたる空気調和設備の提供、維持管理業務及び空気調和設備の使用にあたって必要となるエネルギー調達の全般について、一括して民間事業者へ委託するものであり、また契約期間が長期間にわたることから安定性・継続性が求められる。

したがって、経済性のみならず、事業計画の安定性ととも、導入する空気調和設備の内容、維持管理・運用方法等について、機能性、環境性等の各面から専門的かつ詳細に評価する必要がある。

このため、受託事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札にて行う。

なお、本事業は政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象であり、「大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則」(平成7年大阪府規則第77号)等に基づいて実施する。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、下記のように予定している。

	日程(予定)	内容
平成 14 年	12 月 24 日	入札公告(入札説明書等の公表)
	12 月 24 日 ~ 1 月 7 日	入札参加申請書の交付
	12 月 25 日 ~ 1 月 8 日	入札参加申請書の受付
平成 15 年	1 月 10 日	資格要件の確認結果の通知
	1 月 14 日	入札説明会の開催
	1 月 15 日 ~ 1 月 24 日	第一回:入札説明書等への質問の受付等
	1 月 15 日 ~ 2 月 28 日	入札参加者による現地調査の実施
	1 月 31 日	第一回:入札説明書等への質問の回答
	2 月 1 日 ~ 3 月 14 日	第二回:詳細図書等への質問の受付
	2 月 1 日 ~ 3 月 31 日	第二回:詳細図書等への質問の回答
	3 月 31 日	予定価格公表
	4 月 15 日	入札の実施(提案書の受付)
	4 月中旬 ~ 5 月上旬	落札者の選定(審査の実施)
	5 月上旬 ~ 6 月上旬	落札者の決定・契約締結

(3) 応募手続き等

ア 入札公告(入札説明書等の公表)

府教委は、平成 14 年 12 月 24 日付けで入札公告及び入札説明書等の公表を行った。

イ 入札参加申請書の交付

入札参加希望者は、下記の要領にて入札参加申請書(様式 3)及び資格確認に必要な書類の交付を受けること。

(ア) 交付期間 大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第 2 号)に規定する休日(以下「府の休日」という。)を除く、平成 14 年 12 月 24 日(火)から平成 15 年 1 月 7 日(火)までの午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(イ) 交付場所 大阪府教育委員会事務局施設課施設整備グループ
住所:〒540-0012 大阪府中央区谷町2丁目2番20号
大手前ウサミビル2階
電話:06-6944-6898 FAX:06-6944-6900
電子メールアドレス : kyoishisetsu@sbox.pref.osaka.jp
ホームページ・アドレス(URL) :
<http://www.pref.osaka.jp/kyoishisetsu/kuchou/>

ウ 入札参加申請書の受付

入札参加希望者は、下記の要領にて入札参加申請書(様式 3)及び資格確認に必要な書類を提出すること。

(ア) 提出期間 平成 14 年 12 月 25 日(水)から平成 15 年 1 月 8 日(水)まで(府の休日を除く)の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(イ) 提出方法 入札参加申請書(様式 3)及び資格確認に必要な書類を下記の提出先まで、持参又は郵送(ただし、1 月 8 日(水)に必着の場合に限る。)すること。提出書類の詳細については、後述 7 の「提案提出書類」を参照すること。

(ウ) 提出場所 前記イの入札説明書等及び資格審査書類の交付場所に同じ。

(エ) 留意事項 書類作成費用は入札参加希望者の負担とする。
申請書類は返却しない。

エ 資格要件の確認結果の通知

入札参加希望者のうち、入札に参加することができる事業者(以下「入札参加者」という。)に対しては、平成 15 年 1 月 10 日(金)に入札に参加できる旨を電話及び書面により通知する。

入札に参加することができない事業者に対しては、入札に参加できない旨及びその理由を書面により通知する。なお、通知は以下(4)の「入札参加者としての備えるべき参加資格条件等」で定める代表者に対してのみ行う。

オ 詳細図書等の交付（入札説明会の開催）

入札説明会を以下のとおり開催する。入札参加者は、入札説明会に参加し、詳細図書等の交付を受けなければならない。なお、詳細図書等の交付図書は、原則として、CD-R にて配布する。

- (ア) 開催日時 平成 15 年 1 月 14 日(火) 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- (イ) 開催場所 大阪府教育委員会入札室(大阪府庁新分館1号館 2 階)

カ 入札参加者による現地調査の実施

入札参加者に対し、現地調査の機会を提供する。各校ごとに、平成 15 年 1 月 15 日から同年 2 月 28 日までの間で、一校あたり4日間程度(午後 2 時から午後 5 時まで×4 回)の調査可能日の設定を予定している。現地調査を希望する入札参加者は、事前に各府立高等学校に予約を入れ、学校現況調査参加申込書(様式 6)を各学校長に提出のうえ現地調査を実施するものとする。

なお、学校現況調査の各校指定日は、【別紙 4】「学校現況調査指定一覧」を参照すること。

キ 入札説明書・詳細図書等に関する質問の受付、回答

入札参加者に対し、入札説明書、要求水準書、事業契約書案、詳細図書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程、方法は、詳細図書等の交付時に提示する。

ク 予定価格の公表

予定価格については、平成 15 年 3 月 31 日(月)に大阪府教育委員会事務局施設課(入札参加申請書等の交付場所に同じ。)において掲示する。なお、府のホームページにおいても公表するものとする。

ケ 入札の実施（提案書の受付）

入札参加者に対し入札書及び提案書の提出を求める。なお、提案書の審査にあたって、府教委が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことがある。

入札参加者は、入札書に記載された金額にその金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

- (ア) 開催日時 平成15年4月15日(火) 午後2時
ただし、入札書等を郵送する場合は、以下(エ)まで、郵便書留として平成15年4月14日(月)までに必着のこと。
- (イ) 開催場所 大阪市中央区大手前3丁目7番4号
大阪府教育委員会入札室(大阪府庁新分館1号館2階)
- (ウ) 入札方法 入札書及び本事業に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。
- (エ) 郵送先 大阪府教育委員会事務局施設課施設整備グループ
住所:〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目2番20号
大手前ウサミビル2階
電話:06-6944-6898 FAX:06-6944-6900

コ 落札者の選定（審査の実施）

提案書の内容を外部の有識者で構成される審査委員会において、総合的に評価・審査し落札者を選定する。

サ 落札者の決定・事業契約等の締結

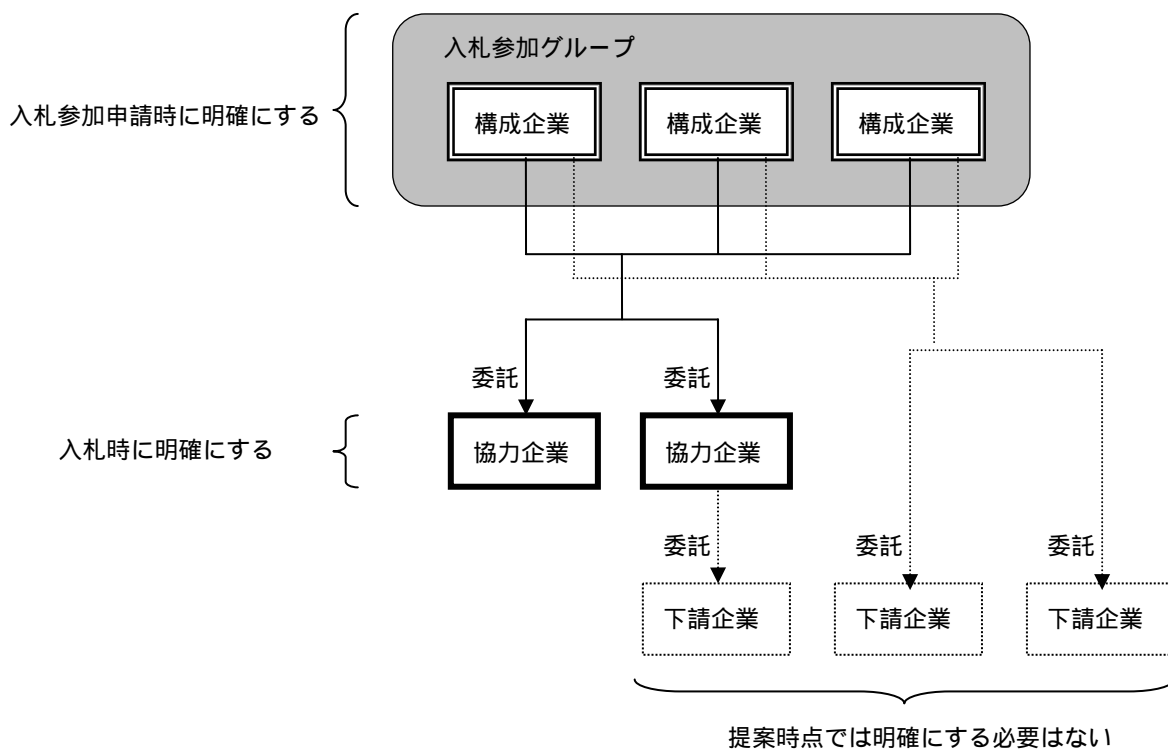
府教委は、審査委員会の選定結果を受け、落札者を決定する。落札者と府教委は、入札説明書に添付の事業契約書案に基づき、契約を締結する。契約締結時をもって、正式に落札者を受託事業者として決定し、ホームページ等により公表する。

(4) 入札参加者としての備えるべき参加資格条件等

ア 入札参加者の全体構成

入札参加者は、継続的な事業経営主体となり得る法人(以下「企業」という。)とし、単独企業又は複数企業により構成されるグループとする。(単独企業にあっても、以下「構成企業」という。)入札参加者がグループである場合は、グループの構成企業の中から代表者を定めるものとする。府教委から入札参加者への通知は、全て代表者に対して行い、入札への参加申請後、入札参加者から府教委に対し、手続き、問い合わせ等を行う際も、その代表者を通じて行い、その他の構成企業からの手続き、問い合わせ等については受け付けない。

また、本事業の実施にあたり、受託事業者が業務の一部を他の事業者に委託することを妨げない。なお、受託事業者が他の事業者に委託を行う場合、その業務を遂行するにあたっての責任の大きさに応じて、「協力企業」と「下請企業」として分類する。また、これらの者への委託にあたっては、提供サービスの品質を確保するため、一定の条件を付すものとする。



イ 入札参加者の構成等

(ア) 入札参加者の構成

入札参加者の構成は、以下のとおりとし、入札参加者の構成の確認は、資格審査時に行う。また、入札参加資格が認められた者においても、落札者の決定までの間において、下記のいずれかの要件を満たさなくなった場合、その時点で原則として失格とする。

入札参加者の構成企業数の上限は5社とする。

入札参加者がグループの場合、本入札に参加を申請する時点において、グループの全ての構成企業からなる共同企業体(ジョイント・ベンチャー)(以下「JV」という。)を組成する。

JVの構成企業は、事業期間を通じて、本事業を遂行する義務を連帯して負わなければならない。

JVの組成から解散まで、構成企業を変更又は追加することは原則として認めない。また、JVの組成後は、そのJVを本事業が終了するまで継続しなければならない。

入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

(1) 構成企業の参加資格要件

入札参加者の各構成企業は、以下に示す参加資格要件を全て満たさなければならず、構成企業の参加資格要件の確認は、資格審査時に行う。

事業者による構成企業の資格確認基準日は、参加資格申請書の提出受理日とする。以後、落札者の決定までの間において、入札参加者の構成企業がいずれかの要件を満たさないものとなった場合、その構成企業を含む入札参加者は、原則として失格とする。

平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。

消費税及び地方消費税を完納していること。

都道府県税に係る徴収金を完納していること。

入札公告の日（平成 14 年 12 月 24 日）から落札者の決定までの間に大阪府において指名停止の措置を受けていない者であること。

暴力団員が経営する企業又は暴力団員が実質的に経営を支配する企業でないこと。

本事業に係る府教委のアドバイザー業務に関わる者（当該者から再委託を受けたものを含む。）でないこと。

(ウ) その他

参加資格要件の他に、入札参加者及び入札参加者の構成企業が満たすべき条件を以下に示す。これら条件の達成の確認は、提案書の審査時に行う。

入札参加者は、本事業に必要な空気調和設備を提供するための十分な資金を調達する能力を有すること。本能力の証明のために、入札関連資料として調達方法について記載した書面及び融資機関による関心表明書等の提出を求める。

(具体的な証明書類の可否については、審査時に判断することとするが、平成15年1月15日から同月24日までの間で事前相談に応じる。)

入札参加者は、設計・施工・維持管理の各業務を行う者として必要な能力を有すること。ただし、これら業務を担当する能力を有しない場合は、その能力を有する企業各1社を必ず以下のウに示す協力企業に含めなければならない。設計・施工・維持管理の各業務に必要なその能力の基準は、以下のオに示す。

本事業の対象となる空気調和設備については、受託事業者が事業期間を通じて所有するものとし、受託事業者以外の者が所有することは認めない。

ウ 協力企業について

(ア) 協力企業の定義

協力企業とは、入札参加者の構成企業以外の者であり、入札参加者が本事業の提案を行うにあたって、その業務の一部を委託する企業をいう。

(イ) 協力企業に関する条件

入札参加者が協力企業へ委託する場合は、入札時に提出する提案書において協力企業の名称を示すものとする。

なお、協力企業に関する条件は、以下に示すものであり、これらの条件達成の確認については、提案の審査時に行う。

各業務を担当する協力企業は、以下のオに示す「設計・施工・維持管理業務を行う者に必要な能力の基準」を満たさなければならない。

さらに、各協力企業は、前記イの(イ)において示した「構成企業の参加資格要件」の全てを満たすことを条件とする。この条件の確認を行うにあたっての基準日は、提案書の提出受理日とする。以後、落札者の決定までの期間において、入札参加者の協力企業が前記イの(イ)のいずれかの要件を満たさなくなった場合、その協力企業への委託を提案に含む入札参加者の提案は、要求水準を満たさないものとし、原則として失格とする。

協力企業は、他の入札参加者の協力企業となることはできない。これに反した場合、関係する入札参加者の提案は、要求水準を満たさないものとして失格とする。

エ 下請企業について

(ア) 下請企業の定義

下請企業とは、入札参加者の構成企業又は協力企業以外の者であり、かつ入札参加者が本事業の提案を行うにあたって、本事業に係る業務の一部を委託する企業をいう。

(イ) 下請企業に関する条件

入札参加者は、本入札手続きの中においては、下請企業の名称や対象業務等を明らかにする必要はない。ただし、府教委と落札者による本事業の契約締結後、受託事業者として、業務の一部を下請企業に委託する場合は、事前に府教委の同意を得なければならないものとする。

オ 設計・施工・維持管理業務を行う者に必要な能力の基準

(ア) 設計業務を行う者に必要な能力の基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に定める特定建築物について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号イに定める中央管理方式の空気調和設備を平成4年度以降に設計した実績を有すること。なお、この場合、設計元請業者からの一次下請けとしての実績も認めることとする。

建築士法に基づく、建築設備士の資格を有する者が1名以上所属していること。

(イ) 施工業務を行う者に必要な能力の基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に定める特定建築物について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号イに定める中央管理方式の空気調和設備を平成4年度以降に工事した実績を有すること。なお、この場合、建設元請業者からの一次下請業者としての実績も認めることとする。

建設業法に基づく管工事に係る監理技術者の資格を有し、同法第3条第1項の規定により管工事に係る特定建設業の許可を受けた者が1名以上所属していること。

(ウ) 維持管理業務を行う者に必要な能力の基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に定める特定建築物について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号イに定める中央管理方式の空気調和設備を平成4年度以降に維持管理した実績を有すること。なお、この場合、元請業者からの一次下請業者としての実績も認めることとする。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に係る建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者が1名以上所属していること。

提案書において、実績の契約に係る取引証明書、契約書の写し及び本資格証の写し等の資料の提出を求める。なお、具体的な書面の可否については提案の審査時に判断することとするが、平成15年1月15日から同月24日までの間で事前相談に応じるものとする。

上記による本資格を満たすことのできる資料とは、下記の内容が含まれる資料である。

- ・ 建築物の名称
- ・ 建築物の所在地

また、提案書においては、実績の説明資料として、以下の内容を求める。

- ・ 業務概要
 - ・ 建築物の名称
 - ・ 建築物の所在地
 - ・ 延べ面積（施設全体）
 - ・ 業務の対象となった床面積
 - ・ 契約時期
 - ・ 業務期間
- 等

(I) 落札者決定後のSPCの組成について

落札者の決定後において、落札者が構成企業及び協力企業からなる特定目的会社（以下「SPC」という。）の組成を希望する場合は、府教委と協議し承諾を得るものとする。

詳細については、後述8の(3)「落札者がSPCの組成を希望する場合の措置」を参照すること。

(5) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等及び入札説明会時に提示する「詳細図書」「参考資料」等の記載内容を承諾のうえ、入札すること。

イ 入札の参加に係る費用

入札の参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札に係る禁止事項

(ア) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

(イ) 提出書類の変更の禁止

一旦提出した提出書類の変更はできない。

(ウ) 構成員の変更

入札参加者の構成員の変更は原則認めない。

(エ) その他、入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は入札は無効とする。

入札参加資格のない者のした入札

入札参加表明書に記載されたグループ代表者以外の者が行った入札

同一事項に対し、2以上の意思表示がなされた入札

談合その他不正の行為があったと認められる入札

入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

入札書記載の金額を加除訂正した入札

虚偽の申請を行った者のした入札

その他入札に関する条件に違反した入札

エ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権

提案図書等の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表又はその他府教委が必要と認める時には、府教委は提案図書等の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案図書等については、本事業の公表以外には使用しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

オ 入札保証金

大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)(以下「財務規則」という。)第56条により、入札参加者が見積もった契約希望金額の100分の2以上の額を入札保証金として徴収する。ただし、財務規則第61条第1号又は第2号に該当する場合は、その全部又は一部を免除することがある。

カ 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 提案の審査

落札者の選定にあたっては、透明性、客観性及び公平性の確保に留意するものとする。

(1) 審査委員会の設置

審査に際しては、学識経験者により構成される「大阪府立高等学校教育環境改善事業審査委員会(平成14年12月設置)」において最優秀提案を選定し、各提案の順位付けを行う。

なお、審査委員は以下のとおりである。

委員長	吉田 治典	京都大学大学院工学研究科教授
委員	岸 道雄	立命館大学政策科学部助教授
委員	津川 広昭	御堂筋法律事務所弁護士

(2) 審査の方法

予め設定した落札者選定基準(詳細は別添「落札者選定基準」を参照)に従って、審査委員会において提案の審査を行う。審査においては入札価格と提案内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を選定する。その方法は落札者選定基準に示す。

なお、提案書の審査にあたって、府教委が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことがある。

(3) 審査事項

審査委員会は、経済性のみならず、事業計画の安定性ととも、導入する空気調和設備の内容、維持管理・運用方法等について、機能性、環境性等の各面から専門的かつ詳細に評価を行う。なお、審査においては、以下の点を重視する。

提示条件に沿った上で、より優れた提案が行われていること。

資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。

優れた品質管理のもとに、期限までに確実に工事を完成させ、適正な維持管理・運営ができること。

設計・工事期間及び13年間の長期にわたり、円滑に本事業の継続が図られること。

審査項目等、詳細については、別添資料「落札者選定基準」を参照すること。

(4) 落札者の決定等

府教委は、原則として、審査委員会での最優秀提案者を落札者と決定する。府教委は、入札参加者に対して選定結果を通知する。

(5) 入札結果の公表方法

入札結果は、「大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則」に基づき、大阪府公報により公示する。

6 提示条件

(1) 要求水準、期待水準及び提案水準

ア 要求水準

本事業の入札を行うにあたり、入札参加者に対し遵守を求める最低限度の業務水準を「要求水準」という。受託事業者は、別添の「要求水準書」に示す、空気調和設備等の性能要件を最低限満たすことが求められる。提案書において、この性能要件の各事項について下回る内容が認められた場合には、当該提案者を失格とすることがあるので留意すること。

イ 期待水準

本事業を行うにあたり、入札参加者に対し、上記の要求水準を満たした上で、さらなる提案を行うことを期待する水準を「期待水準」という。期待水準については、別添の「要求水準書」に示す。この期待水準は提案書の審査を行う上での評価につながるものとなるため、提案者にはこの期待水準を踏まえた提案を行うことが望まれる。また、府教委が示す期待水準以外にも、本事業の適切な実施のための方策が提案書に示された場合は、評価の対象となることがある。

ウ 提案水準

本事業を落札し、受託事業者となった者が入札時に提出した事業提案書において提案された水準（要求水準を満たすことを前提としたもの）を「提案水準」という。受託事業者は本事業の業務を遂行するにあたり、提案水準を遵守することが求められる。

ただし、本事業の契約締結後に府教委と事業者においてなされる協議の結果、両者が提案水準の変更について合意に達した事項については、その合意内容に従った水準を提案水準とする。

(2) 受託事業者の事業契約上の地位

本事業の契約において、府教委の事前の承諾がある場合を除き、受託事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(3) 府教委によるモニタリングの実施

府教委は、受託事業者の提供するサービスが提案水準を達成しているか否かについて確認するため、空気調和環境提供業務、維持管理業務及び空気調和設備の使用についての

適正化に関する指導業務についてモニタリングを実施する。モニタリング等についての考え方は【別紙 5】「モニタリングとサービス対価の減額等について」に示す。

(4) 事業者によるモニタリングの実施

受託事業者は、自己の費用負担において、適正に使用されているか否かを確認するため、モニタリングを実施することができる。

ただし、受託事業者はモニタリングを行うにあたっては、教育活動の妨げとならないように、十分に配慮しなければならない。

詳細については、【別紙 3】「サービス対価の算定・支払い方法及び改定方法について」を参照すること。

(5) 保険

本事業において、府教委が義務づける保険は、下記に示す火災保険である。

対 象 : 受託事業者の有する空気調和設備
期 間 : サービス提供の開始後から空気調和設備の所有権を譲渡するまで
額 面 : 空気調和設備の再調達価格

(6) 予想される責任及びリスクの分担

ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、必要なサービスの質を確保した上で、より低廉なコストで提供することを目指すものであり、受託事業者が担当する業務については、受託事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として受託事業者が負うものとする。ただし、府教委が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、府教委が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

府教委と受託事業者の責任分担は、原則として【別紙 2】「リスク分担表」に示すとおりである。

(7) 府立高等学校の統合整備による空気調和設備の移設

府教委は、統合整備等により、特定の府立高等学校の教室等に設置されている空気調和設備について、他の府立高等学校(本事業の契約対象校)の教室等に移設する場合がある。

ア 移設工事とその費用負担

移設工事は原則として受託事業者に求め、工事に係る費用は協議の上、府教委が別途負担するものとする。

イ 移設に伴うサービス対価の変更

移設の前後において、空気調和設備の提供・維持管理等に係る費用、空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用に差額が生じる場合は、それに応じてサービス対価を変更するものとする。なお、空気調和設備の設計・調達・工事施工等に係る費用については、変更の対象としない。

ウ 移設に伴う一部解除

府教委が、府立高等学校の統合整備等に伴う空気調和設備の移設について、その全部又は一部を行わないと判断した場合、当該移設されない空気調和設備に関する契約は一部解除される。

一部解除の場合の処理については、【別紙 6】「契約解除に伴う処理について」を参照すること。

(8) 契約解除に伴う処理

本事業の終了以前において、府教委又は受託事業者が事業の全部又は一部を解除する場合、解除事由及びその内容に伴い、所有権の移転、サービス対価の支払い及びペナルティに係る処理を行う。

なお、詳細については、【別紙 6】「契約解除に伴う処理について」を参照すること。

(9) 情報の公開

府教委は、本事業の落札者が決定されてから事業契約の終了に至る間、落札者及び受託事業者に対し、契約書、事業計画書、財務書類等、各種の書類の提出を求めることができる。これらにかかる情報については、大阪府情報公開条例(平成 11 年大阪府条例第 39 号)に基づき、府教委が公開の対象と判断する場合においては、これを公開できるものとする。

(10) その他

大阪府政府調達苦情検討委員会から当該調達に関し調達手続きの停止等の要請があった場合は、調達手続きの停止等を行うことがある。

7 提案提出書類

(1) 提出書類の作成要領

提出書類の作成にあたっては下記の要領に従うこと。

ただし、入札参加者が入札提案書を作成するに際しては、入札説明会時に示す作成要領についても参照し、下記要領からの変更点、追加項目を各自において確認すること。

ア 共通事項

各様式において複数ページにわたる場合は、各ページの左上に、様式番号とページ数、総ページ数を表記すること。

(例) 様式 26 - 3 の 2 ページ目の場合 (総ページ数を 3 としたとき)
(様式 26 - 3 2 / 3) と記載する。

各様式の 印以下に示すコメントについては削除して構わない。また、表の長さ、各欄の幅は変更可能とする。

イ 電子ファイルの提出

入札提案書類提出時には、各入札提案書類の指定部数に加え、提出の指定のある様式については電子ファイルを CD-R に保存し、一式を提出すること。

提出する電子ファイルの作成に使用するソフトは、Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用すること。

電子ファイル中にて提出を求める様式は下記 (2) の「提出書類の一覧」において、各様式の注釈に示す。

(2) 提出書類の一覧

ア 入札参加申請書等

提出書類は < > 内に掲げる部数を提出すること。書類を提出する際に、c) については、所定の表紙をつけ、それぞれ 1 分冊として提出すること。

(ア) 入札参加者として提出するもの

入札参加申請書 < 1 部 > (様式 3)

(イ) 入札参加者の構成企業ごとに提出するもの

入札参加申請書<1部>(様式3)

参加者の概要<1部>(様式4)

法人登記簿謄本(発行後3ヶ月以内)又はその写し<1部>

納税証明書(都道府県税、発行後1ヶ月以内)又はその写し<1部>

構成企業の実態に合わせ、下記の書類を提出すること。

- ・ 大阪府内に本店、営業所等を有する者にとっては、大阪府が発行する納税証明書又はその写し
- ・ 大阪府内に本店を有しないが営業所等を有する者にとっては、大阪府及び本店所在地の都道府県が発行する納税証明書又はその写し
- ・ 大阪府内に本店、営業所等を有しない者にとっては、本店所在地の都道府県が発行する納税証明書又はその写し

納税証明書(消費税、発行後1ヶ月以内)又はその写し<1部>

イ 入札辞退時の提出書類

入札参加申請書を提出した入札参加者で入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

入札辞退届(様式5)

ウ 現地調査への参加申込書

入札参加者が現地調査を希望する場合は、事前に各府立高等学校に予約を入れ、現地調査時に参加申込書を持参のうえ提出すること。

学校現況調査参加申込書(様式6)

エ 入札説明書・詳細図書等への質問書

入札参加者が入札説明書・詳細図書等への質問を行う場合は、質問書を提出すること。

入札説明書への質問書（様式 7）

詳細図書等への質問書（様式 8）

府教委の指定するファイル（Microsoft Excel 形式）を下記のホームページよりダウンロードし、質問を記載の上、電子メールに添付の上、提出すること。

ホームページ・アドレス（URL）:

<http://www.pref.osaka.jp/kyoishisetsu/kuchou/>

本様式については、紙、CD-R による提出は不可とする。

オ 入札提案書

入札提案書類は下記の構成とし、その作成に際しては落札者の選定にかかる審査の対象のものとなるため、各々の提案内容については具体的にわかりやすくすること。

なお、入札提案書の様式は入札説明会時に示す。

提出にあたっては、印刷物の他、電子データ（ワード、エクセル等）による提出を求めることを想定している。各様式の扱いについては、入札説明会時に示す。

(ア) 総括

a 入札提案書一式

- ・ 提案提出書
- ・ 入札書
- ・ 実施体制図（構成企業、協力企業等の事業実施体制を示すもの）
- ・ 構成企業及び協力企業の入札参加者の実績表
- ・ 資格者名簿表
- ・ 委任状

b 総括提案書一式

- ・ 総括提案書（事業全体の考え方を示すもの）

c 事業計画提案書一式

[資金計画等]

- ・ サービス対価整理表（設計・工事・維持管理、エネルギー費等ごとに示すもの）
- ・ 資金調達計画書（金融機関による関心表明書等を含む）
- ・ 自己資金計画書
- ・ 長期収支計画書

[リスク管理の方針]

- ・ リスク管理の方針提案書

d 業務提案書一式

[事前調査業務・設計業務]

- ・ 業務提案書(業務の基本的な考え方を示すもの)
- ・ 業務計画書 (要求水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務計画書 (期待水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務積算表(積算根拠及び費用計算を示すもの)

[空気調和設備の設置及び関連工事等業務]

- ・ 業務提案書(業務の基本的な考え方を示すもの)
- ・ 業務計画書 (要求水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務計画書 (期待水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務積算表(積算根拠及び費用計算を示すもの)

[工事監理業務]

- ・ 業務提案書(業務の基本的な考え方を示すもの)
- ・ 業務計画書 (要求水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務計画書 (期待水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務積算表(積算根拠及び費用計算を示すもの)

[空気調和環境提供業務・維持管理業務・空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務]

- ・ 業務提案書(業務の基本的な考え方を示すもの)
- ・ 業務計画書 (要求水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務計画書 (期待水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務積算表(積算根拠及び費用計算を示すもの)

[空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達業務]

- ・ 業務提案書(業務の基本的な考え方を示すもの)
- ・ 業務計画書 (要求水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務計画書 (期待水準の要件ごとに計画の内容を具体的に記載するもの)
- ・ 業務積算表(積算根拠及び費用計算を示すもの)

(1) 代表府立高等学校概略図

提案する空気調和システムごとに、資料1 大阪府立高等学校配置及び空気調和対象室平面概略図又は参考資料4 大阪府立高等学校建築工事標準設計書をもとに、下記概略図を作成すること。

- a 空気調和設備システム概略図
 - b 室内の概略図
 - c 屋外の概略図
- (ウ) 各府立高等学校別明細
- a 事業計画書一式
(各府立高等学校別の見積、業務上の特記事項等)

8 契約について

(1) 契約手続き

落札者の決定後、府教委と落札者は事業契約書を取り交わす。
契約の締結は6月上旬を予定している。

(2) 事業契約書案の取扱い

府教委と受託事業者は、契約の締結にあたっては事業契約書案により契約締結を行うこととし、事業契約書案の内容は原則として変更しない。ただし、契約締結までの間に、条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことは可能とする。

また、府教委が、落札者の希望に応じ、構成企業(及び協力企業)からなるSPCとの契約締結を認める場合には、府教委において所要の文言変更を行う。詳細については後述、(3)「落札者がSPCの組成を希望する場合の措置」を参照すること。

(3) 落札者がSPCの組成を希望する場合の措置

落札者の決定後において、落札者が構成企業(及び協力企業)からなるSPCを組成し、当該SPCとの契約締結を希望する場合は、府教委は事業者との協議に応じるものとする。ただし、協議の結果、府教委がSPCとの契約締結を認めないこととし、落札者に通知した場合には、落札者は原則どおりVにて契約締結の上、本事業を遂行しなければならない。

府教委は以下の事項について、落札者が同意した場合に限り、落札者の組成するSPCとの契約を承諾することとする。

落札者はSPCの組成に起因して契約締結及び以後の事業実施のスケジュールに遅れが生じてはならない。万一、当該の事由により空気調和設備の設置の遅延が見込まれる場合のリスクは落札者及び受託事業者(SPC)の負担とする。

SPCは落札者が有する権利義務及び組成までの府教委との交渉上の地位を全て継承する。

落札者の構成企業は、事業期間を通じて、SPCの業務履行を連帯して保証しなければならない。

落札者ないしは受託事業者(SPC)は、SPCの組成に起因して府教委に発生する追加費用ないしは損害が生じた場合には、これを負担しなければならない。

その他、本事業の契約に際し、府教委が「落札者がSPCを設立しない場合と

同等の権利」を保持するために、府教委が特に必要とする事項。

なお、府教委が、落札者の希望に応じ、構成企業(及び協力企業)からなるSPCとの契約締結を認める場合には、府教委において事業契約書案に所要の文言変更を行うこととする。

上記の文言変更にあたり、落札者及び受託事業者(SPC)は以下に該当する場合にのみその部分の修正を求めることができる。

- ・ 文言変更した部分の表現が不明確なため明確化する必要がある部分
- ・ 契約主体がJVからSPCとなることに伴い文言変更が必要となる部分以外で、かつ当該契約主体の変更により落札者又は受託事業者(SPC)に新たな負担ないしは不利益を生ぜしめることとなる部分

(4) 契約保証金

事業契約締結にあたって落札者は、財務規則第 67 条に基づき、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を府教委に収めるものとする。ただし、財務規則第 68 条に該当する場合は、その全部又は一部を免除することがある。

(5) 契約に係る費用負担

事業契約書の検討に係る受託事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成等に要する費用(事業契約書案の作成費用及び府教委側の弁護士費用は除く。)は、受託事業者の負担とする。

(6) その他

なお、落札後、本事業の契約締結までの間に、落札者グループの構成員が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加資格の制限、又は大阪府の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けた場合には、事業契約を締結しないことがある。

9 配布資料

配布資料は以下のとおりである。

(1) 入札公告時(12月24日)の配付資料

- [1] 入札説明書
- [2] 入札説明書別紙
 - ・別紙1 対象となる高等学校の一覧
 - ・別紙2 リスク分担表
 - ・別紙3 サービス対価の算定・支払い方法及び改定方法について
 - ・別紙4 学校現況調査指定一覧
 - ・別紙5 モニタリングとサービス対価の減額等について
 - ・別紙6 契約解除に伴う処理について
- [3] 要求水準書
- [4] 落札者選定基準
- [5] 府立高等学校教育環境改善事業契約書(案)
- [6] 様式集(入札参加申請書類等)

(2) 入札説明会開催時(1月14日)の配付資料

- [1] 詳細図書
 - ・資料1 大阪府立高等学校配置及び空気調和対象室平面概略図
 - ・資料2 大阪府立高等学校空気調和対象室定員
 - ・資料3 大阪府立高等学校空気調和稼働時期及び稼働時間
 - ・資料4 大阪府立高等学校各工事特記仕様書、標準図、図面枠
 - ・資料5 大阪府立高等学校担当者、電話番号及びFAX番号一覧表
- [2] 参考資料
 - ・参考資料1 大阪府立高等学校敷地に関する事項及び契約電力
 - ・参考資料2 大阪府立高等学校建築物及び各室状況
 - ・参考資料3 大阪府立高等学校単線結線図及び電気室機器配置図
 - ・参考資料4 大阪府立高等学校建築工事標準設計書(一棟中廊下式)
 - ・参考資料5 大阪府立高等学校建築工事標準設計書に基づく熱負荷計算書
 - ・参考資料6 大阪府立高等学校建築工事標準設計書に基づく年間負荷計数計算書
 - ・参考資料7 大阪府立高等学校内部改修工事平面図
- [3] 様式集(入札提案書等)